

農政時流

第11号/平成18年11月1日発行
宮城県農業会議
宮城県担い手育成総合支援協議会
仙台市青葉区堤通雨宮町4-17
TEL/022-275-9164
E-MAIL/04miyagi@nca.or.jp

< 主な内容 >



- 2 現場の声を農政に
- 3 主張「情報活動」
- 4 農政情報
- 5 農業法人設立のポイント

- 6 仙台市農業委員会
～農家に知ってほしい情報を発信～
みちのく見てある記（地域おこし事例）
- 7 教えて！農地・年金



「次代を担う若者たち」

新しい農業を目指したい 南三陸町志津川田尻畑 及川誠司さん(25)



誠司さんは、5年前からお母さんと家族経営協定を締結し、経営者として菊の生産に取り組み、現在では、年間約30万本を出荷しています。

「企業的な経営というか、新しい経営を目指したいです。いいものを作ることはもちろんですが、農業経営者としては売り方も考えていかなければと思っています。菊は高いという消費者は結構おられます。生産者としては消費者に情報を発信し、逆に、消費者からも情報を提供いただく。そういったやり取りの中で、お互いが高められるような関係を築けたらいいですね」と熱く語る。

「経営者として、また生産者として、常に上を目指す」ことを信条としている誠司さん。「新しい経営」の確立に向け、日夜、生産に取り組んでいます。

現場の声を農政に

平成19年度
県農業施策に関する建議

県農業会議では、8月29日、県知事に対し「平成19年度県農業施策に関する建議」を行った。

今回の建議については、本会に農政対策委員会（構成：常任議員9名）を設置して、検討を重ねるとともに、県内の農業委員、認定農業者との意見交換結果や賛助団体等の意見を踏まえ、農業委員会系統組織が特に関わる事項を中心に「現場の声」として取りまとめ、8月18日開催の第311回常任議員会議で組織決定したものの。

中村会長をはじめ役員、地方代表会長、認定農業者組織代表と県産業経済部の千葉農林水産局長、等関係者の参集の下、代表して中村会長より建議の趣旨を説明し、これに対し、千葉局長から県の考え方について説明があり、その後、出席者による懇談を行った。

今回の建議は、担い手の問題では県担い手育成総合支援協議会と一体となって「品目横断的経営安定対策」にひとりでも多くの認定農業者や集落営農の方に参加していただくことが、当面の最重要課題であり、県の支援を求めるもの。さらに、農業施策の推進に当たっては、都市住民も含め、農業・農村に関わる各層の理解の醸成に努めるとともに、部局再編も含め、わかりやすく機動的な県の推進体制について検討することを中心とした内容。

千葉局長からは、「品目横断的経営安定対策の市町村段階の活動強化を図っていく。7月末現在の加入希望については、麦92%、大豆94%となっている。農地関連については、農振法・農地法等関係法令の適正運用を図りながら優良農地の確保に努める。施策推進関連では、農業者の主体的な取り組みを基本に、県民各層の理解を得る努力を続けていく。いずれにしても県と農業会議は車の両輪であり、今後とも連携を取りながら施策を推進して参りたい」と話があった。



1 農地に関すること

- 1) 農地転用に当たっては、引き続き他法令との整合を図りつつ農振法と農地法の適正運用に努めること。
- 2) 土地利用型農業への農業生産法人でない株式会社の参入については、引き続き慎重な姿勢で臨むこと。
- 3) 担い手への農地利用集積の質的な向上を図るための誘導策を講じること。また、農地保有合理化法人への支援を強化すること。
- 4) 遊休農地については、さらに精度の高い実態把握に努めるとともに、解消のための多様な取り組みへの支援策を講じること。
- 5) 農業生産基盤の整備については、施工コストの低減などにも配慮しながら、必要な予算を措置して促進を図ること。

2 担い手に関すること

- 1) 「品目横断的経営安定対策」の普及浸透に、従来以上に連携し取り組むこと。
- 2) 市町村における推進体制確立のため専門員の育成・設置のための支援を行うこと。
- 3) 担い手に対する既存の補助事業に加え、個別経営体の自主性と独自性を基調とした補助事業を創設し、認定農業者などの経営改善計画の達成に向けた支援策を講じること。
- 4) 認定農業者組織の連携強化等、体制整備のための支援策を講じること。また、担い手育成総合支援協議会の一層の整備を図ること。
- 5) 集落ぐるみ型の集落営農に加え、農業法人や生産組織等が中核機能を果たす集落営農等、多様な集落営農を推進すること。
- 6) 集落営農の組織化を進める中で、総合的な検証の上にとって生産組織の再編整備を進めること。
- 7) 増加する農業法人の設立相談に対応するため、育成支援体制の充実強化を図ること。
- 8) 認定農業者等の経営確立・発展のための新商品開発、異業種等との連携促進などのアグリビジネス支援策の強化を図ること。
- 9) 農業参入希望者の増加が予想されるので、新規就農等相談体制を充実・強化すること。
- 10) 後継者・女性等の農業への主体的な参画を促進するため「個の確立」「所得確保・拡大」の視点を踏まえた家族経営協定促進のため、経理管理面も含めた一層の支援を強化すること。

3 その他（省略）

（栗野 一男）

平成19年度から 新たな需給調整システムへ移行

米政策改革については、平成14年12月の「米政策改革大綱」の決定を受け、平成22年度までに「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向け、取り組みが進められてきているところです。

このうち米の需給調整については、本年2月から7月までの間、農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへの移行に向けた条件整備等の状況を、「新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会」を開催して検証し、併せてその経過を「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会」に報告するとともに、検証の議論が行われてきました。

このような議論を踏まえ、平成19年産からの品目横断的経営安定対策の導入と併せて新需給システムに移行することが経営所得安定対策等実施要綱（7月21日省議決定）において決定され、7月31日には検証検討会で取りまとめられ、食糧部会へ報告・了承されました。

【新たな需給調整システムの考え方】

- ① 国をはじめ、行政による生産数量目標の配分は行わないが、国による需要見通し等の需要に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施
- ② 生産調整方針作成者（方針作成者）がシステムの中核となり、地域水田農業推進協議会（地域協議会）から提供される情報等を基に生産数量目標を決定するとともに、当該方針作成者の生産調整方針に参加する農業者に対し、生産数量目標を配分
- ③ 地域協議会は、行政、関係機関及び方針作成者の実効ある形での参画の下、方針作成者間の調整、配分の一般ルールの設定等により方針作成者の主体的な需給調整を支援し、地域全体の調整機関としての役割

【県別の需要量に関する情報提供の考え方】

- ① 県ごとに過去6年の需要実績から最高値と最低値を控除して、中庸4年の平均値を、10%のウェイトで、県別の需要見通しの数値として算定
- ② 豊作その他の要因による県ごとの前年産米の需要見通しを上回る生産があった場合には、当該過剰生産分を全国の需給状況を勘案した上で当該県の需要見通しの数値から控除
- ③ 上記を基本に、技術的細部について食料・農業・農村政策審議会食糧部会の意見を聴いた上で透明性・客観性を持って算定

（栗野 一男）

～主張～

「情報提供活動について」

全国農業会議所

事務局長 **まつもと こうた** **松本 広太**



農業委員会系統組織は、近年の市町村合併をはじめとする行財政改革等によって大きく様変わりしました。平成18年9月1日現在で当会議所が全国調査を実施したところ、平成14年比較で農業委員会数は3,206から1,844となり1,362農業委員会の減少、農業委員数は58,613人から40,585人で18,028人の農業委員がやむなく退任されました。このことは、これまでの集落の代表が農業委員となることとは大きく異なるものです。

このため市町村合併した農業委員会では、農業委員の地区担当もこれまで通りとはいかず、1人1地区の担当制から複数の農業委員が複数の地区を担当したり、あるいは市町村予算で農業委員協力員を配置するなどの取り組みが見受けられます。いずれの場合もいかにして農業委員会の運営を円滑に進め、地域農業の振興に資するか、という観点から工夫されているものであります。

こうした取り組みの具体的なポイントは「農家・地域と農業委員」をどう結びつけていくか、ということだろうと思います。これまでのように集落のどの農家とも見知った間柄だけではなく、場合によっては隣接する集落に出向くことも必要となります。新しい地区や新しい市町村でまず農業委員が積極的に農家と接していくことが重要なこととなります。農業委員の地域における農政推進と農業振興の取り組みと一体となって進めていくものが、情報提供活動であります。平成16年1月に施行された改正・農業委員会法第6条第2項第5号の「農業及び農民に関する情報提供」の趣旨はまさにここにあるのです。

具体的なひとつの事例として、中山間地域で市町村合併した農業委員会がまず取り組んだことに「農業委員会だより」の発行と農家への配布があります。要するに情報提供活動とは、自らが農家に出向いていくことから始まるのです。

農業委員会系統組織の情報紙誌である全国農業新聞、全国農業図書の普及・活用は、情報提供活動の基本であります。

どうか宮城県の農業委員さん、とりわけ今般、新任となった農業委員の皆さん、情報提供活動の趣旨をご理解いただき、地域農業振興の一環として、情報提供活動に邁進されますよう、切にお願い申し上げます。

秋まき麦！100%の加入を目指して

～品目横断的経営安定対策の申請にあたっての留意点～



秋まき麦の生産者について、本対策の加入申請は本年9月1日から11月30日までとなっております。

大雨等による秋作業の遅れから、加入申請は遅れていますが、今後11月末の締め切りに向けて、集中するかと思しますので、十分時間をもって手続きされ、本対策に乗れないことがないよう注意しましょう！

現在、加入申請できる方は、

秋まき麦の生産者で、認定農業者(農業生産法人を含む)か特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす農作業受託組織(一定の規模要件等を具備した組織)となっております。

特に注意していただきたいことは、収入減少影響緩和対策(ナラシ)は、担い手の経営全体に着目しているため、対象品目すべてに加入する必要があるということです。

したがって、秋まき麦を作付している生産者で、他に米・大豆など生産している方は、この時期に加入しなければ来年4月からの米・大豆の加入はできませんのでご留意願います。

秋まき麦を作付していない方は、来年4月からの加入申請となります。

受付・相談窓口は、東北農政局消費・安全部の各地域課となります。(小松 和明)



農地の荒廃や無断転用の防止に向けて -農地パトロール月間-

「農地と担い手を守り活かす運動」は、農業委員会業務の基盤となる農地と担い手に重点を置いた取り組みを平成17年度から19年度の3カ年を運動期間として、全国的に展開しております。

中でも、「農地」に関しては、農業委員会業務の根幹として、農地の荒廃や違反転用など優良農地を守るため、農地行政の適正執行を法令に基づき取り組んでいるところです。

しかし、耕作放棄地は、全国で38万haにも達し、本県においては8,765haと歯止めがかからず、今後も自給的農家や土地持ち非農家を中心に増加が予想される状況にあります(05センサスより)。

耕作放棄地は、食料自給率の向上や農業の多面的

機能の発揮に支障を来たすばかりでなく、病虫害の発生源や産業廃棄物の不法投棄を誘発することが懸念されます。

このため、本運動の一環として「農地パトロール月間」(8月から11月を)を設け、無断転用防止など農地の監視活動を行っており、農業委員と事務局が一体となった取り組みが必要です。

特に、農用地区域内農地を全筆調査するなど実態を精査し、所有者の意向を確認しつつ、要活用農地と非農地に区分して、要活用農地は農業上の利用増進に努め、自然的条件等からみて将来とも農地として利用が困難と判断される非農地は、所有者の理解のもと植林等農業外への転用を計画的に図ることも必要です。(小松 和明)

11月～12月は全国農業新聞後期普及強調月間です!!

11月～12月は全国農業新聞の普及を柱とした農業委員会の情報活動を一気に加速する普及強調月間です。今年度は、県内全農業委員会の普及目標部数の積上げで4,491部を目標に普及活動に取り組んでいます。(10月現在部数は3,615部)

地域農業が担い手農業者に集約していく中で、「全国農業新聞」を今一番読んでいただきたいのは、担い手農業者。認定農

業者をはじめ集落営農組織など地域農業の担い手、農業法人経営者、集落や地域リーダーの方々に重点を置いた普及活動を進めていきます。

市町村情報担当農業委員等会議を右記の日程で開催します。

農政の転換期に当たり、農業委員会が進める農政や農地、経営や担い手、農業者年金などの様々な活動への理解を深め、地域が一体となって地域農業を振興するための情報活動について

協議します。

11月 9日(大河原管内)
10日(仙台管内)
13日(大崎管内)
20日(栗原・登米・石巻・気仙沼管内)

(井澤 香子)



農業法人設立のポイント



農業経営の改善を図る上で有効な手段となること、他産業並みの就業条件が整備されることなど、「農業」が魅力ある職業となるための基礎的条件が整備されることから、農業経営の法人化が進展しています。

特に、今年は、平成19年産から実施される「品目横断的経営安定対策」への加入主体としての農事組合法人や株式会社の設立が活発になっています。

1. 農業法人設立のポイント

(1) 法人形態の選択

農業法人を設立する場合、どの形態の法人とするかは重要なポイントです。家族や仲間、地域事情や資金等の現時点の状況判断だけでなく、将来どのような農業法人にしたいのかも含めた長期的な視点も大切です。

今年5月に「会社法」が施行され、新たに「有限会社」を設立することが出来なくなる一方、新しい会社類型として「合同会社」が創設されました。

会社法人と農事組合法人の相違点は下表のとおりです。なお、合同会社や合名会社は、農業の法人化では全国的にも殆ど例がないので省略します。

- ① 株式会社は、構成員の制約がなく農業以外の事業が展開でき、また持株数に応じた議決権により会社の方針が決定できるので、機動的な運営が可能な形態です。1戸1法人の場合や水稲・園芸・畜産・加工・観光部門、及び、これら等の事業を戦略的に行う場合に有力な形態です。
- ② 合同会社は、社員全員一致が議決の原則となっていることから、ベンチャー企業等での活用が有力視されています。
- ③ 農事組合法人は、構成員や事業内容の制約はありますが、「法人設立時の経費が安価」「法人税率の軽減措置」「労務の対価を

組合員の農業従事分量に応じて、事業年度末に配当として支払うことができる＝資金繰りの容易性等」「名称が地域に馴染みやすい」等の理由から、土地利用型農業で有力な法人形態で、作今、転作組合または水稲生産組合から法人化した多くはこの形態です。

(2) 法人化の際の主な留意点

家族経営を法人化する場合（1戸1法人）も、数戸で法人化する場合も、法人化する目的や事業計画を明確にするとともに、農業生産法人、農業者年金、納税者猶予、社会保険等の諸制度や補助事業との関係を十分考慮して設立する必要があります。

2. 農業法人設立の支援策

設立に際しては、専門家の的確な指導を仰ぐことが重要であることから、農業会議の事業として、関係機関との連携のもと、司法書士、税理士、社会保険労務士等によるコンサルティングを実施し、法人の円滑な設立を支援しています。

この支援を受けるには、農業者等の申請者から農業委員会を経由して、「農業法人設立指導申請書」を農業会議会長に提出していただくこととしていますので、よろしくお祈りします。



会社法人と農事組合法人の比較

区分	株式会社	合同会社	農事組合法人
根拠法	会社法		農業協同組合法
事業	事業一般		農業及び付帯事業
構成員	資格に制限なし。人数は1人以上		農民等3人以上
基本方針の決定	1株1議決権による株主総会の議決	原則社員全員の一致（定款で変更可）	1人1票制による総会の議決
役員	取締役1人以上（例外有）。監査役は任意だが株主外も可	業務執行役員1人以上	理事1人以上（組合員のみ）監事は任意だが組合員外も可
雇用労働力	制限なし	制限なし	組合員外雇用に制限
資本金	制限なし	制限なし	制限なし
法人税	資本金1億円超の法人 30% 資本金1億円以下の法人で年所得800万円以下は22% 年所得800万円超は30%		協同組合等に該当する場合22% しない場合は左記に同じ
設立時の経費	登記等経費約30万円	登記等経費約15万円	実印代等約5万円

(櫻井 勝見)

「農家に知ってほしい情報を発信」～仙台市農業委員会～



「農業委員会だより」等による農家への情報提供は、農業委員会の重要な活動です。

仙台市は、平成5年に市内4つの農業委員会を統一後、春・秋・新年と年3回の「仙台市農業委員会だより」を発行し、現在40号となっています。

す。1回当たりの発行部数は、8,500部で、仙台市内の全農家に対して配布しています。

「だより」は原則4ページの紙面ですが、農家に伝えたい情報が多いときは、ページ数を増やし対応しています。また、発行時期以外で農業委員会として急ぐ情報は、毎月発行されている「仙台市農政だより」（仙台市発行）や「仙台農協だより」（仙台農協発行）に掲載を依頼しています。

農業委員会だよりは、10名の農業委員で構成される「会報編集委員会」により、企画から取材・校正まで、農業委員自らの手で作られています。

今後は「農業委員会の活動内容を、もっと農家に知ってほしい」「読者である農家から、問い合わせが多い農地に関する情報を掲載したい」等、農家に多くの情報を提供していくための紙面づくりに努めています。

（森下 純一）

みちのく見てある記

～地域おこし事例～

「地域とともに歩む活力と潤いのある農業生産法人」

（有）耕谷アグリサービス 代表取締役 佐藤清一氏



↑ ライスセンター



↓ 枝豆の脱莢作業

耕谷地域は名取市中央部より東に位置する水田地域で、集落戸数51戸のうち農家戸数40戸です。専業別では専業農家が4戸でその他ほとんどが第2種兼業農家です。

館腰2期地区として、昭和58年から始まった県営ほ場整備事業を契機として、当法人の前身組織である「耕谷集団転作組合（6戸）」が組織され、ブロックローテーションによる麦と大豆の2年3作体系を担ってきました。

集落営農の必要性が叫ばれ、幾度となく話し合いが重ねられ、現在「耕谷地区集落農業推進対策協議会（集落内全農家加入）」を設置し、下部組織として、農家・青年・婦人・受委託者代表からなる「集落営農推進部会（12名）」を置き、集落ビジョン策定に向けた話し合いが行われました。

その集落ビジョンに沿った形で、転作組合は平成15年1月に4戸の担い手による「耕谷アグリサービス」として、生まれ変わり誕生しました。

耕谷アグリサービスは役員4名、社員4名、パート3名、アルバイト2名により水稲30ha、麦類23ha、大豆24haの水田農業を基本に営農を展開しております。農地は利用権設定50haを基本に集積を図り、規模拡大を進めています。

麦類・大豆は、農地を連担団地化してブロックローテーションを行い、安定した高収量、高品質の生産を実現しています。

さらに、収益の向上と余剰労働力活用のため、枝豆2haを栽培し、その後作に、ハクサイ、キャベツ、ブロッコリー等の露地野菜のほか、「耕谷もち」を製造販売するなど、多種多様な複合経営を展開しています。

経営構造対策事業を実施して平成15年度にライスセンター、育苗施設を設置し、平成16年に高性能農業機械を導入し、平成17年度には農産加工施設を整備し、現在稼動しています。

「地域、自然との共生を目指し、土地利用型農業を実践します」の理念のもと、今後の集落営農ビジョンの具体化、販売戦略の構築に向けて前進している農業法人です。

（森谷 賢一）

かけはし

登米市農業委員

たか 橋 幸 三さん(53)



☆登米市認定農業者連絡協議会
会長(会員数 887名)

☆経営内容

水稲 7.5ha, 作業受託 6ha
繁殖牛 30頭, 飼料畑 6ha

☆就任回数: 現在2期目(選挙)

迫地区の認定農業者を中心に生産者が企画した登米市の食材まつりは、今年で4回目になります。今年は、生産者が消費者へ直接情報を発信するために、生産者各々が食材を持ち寄り、市内200名の消費者と交流を深めました。

農業委員として、今、必要に感じていることは、「担い手に対しての情報発信」です。認定農業者と農業委員とで情報や意見交換するなど、「行動する農業委員」でありたいと思います。

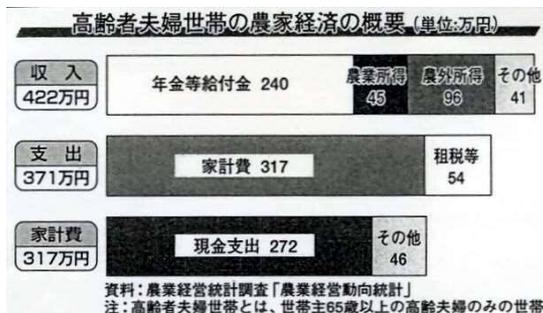
教えて!農地・年金

<問1>

老後生活の備えにと、農業者年金への加入を勧められました。老後には、どのくらいの生活費が必要になるのですか?

<答え>

統計調査の結果では、65歳以上の夫婦2人が暮らすために必要な生活費は月額26万4千円で、年額317万円となっています。



また、調査結果では老後生活を送るためには、貯金などに加え、年金が有効な手当てとなっています。国民年金の支給額(40年加入)は、年額1人当たり79万2100円で、夫婦2人で年間158万4200円です。これだけではとても十分とは言えません。そのために、国民年金の上乗せ年

金として、農業者だけが加入できる農業者年金があります

<問2>

農業者年金に加入すると、税制面でのメリットがあると聞きました。どのようなメリットですか?

<答え>

農業者年金で支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。節税額は、適用される税率や保険料額によって異なりますが、支払った保険料の15~30%程度になります。

保険料支払いによる節税効果(所得税・住民税)試算

税率	保険料の額が		
	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額5万円 (年額60万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
15%	36,000円	90,000円	120,600円
20%	48,000円	120,000円	160,800円
30%	72,000円	180,000円	241,200円

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払後も保険料支払前と同じ税率が適用されるものとして試算しています。

また、保険料の積立運用益も非課税ですし、将来受け取る年金も公的年金等控除が適用されます。

<問3>

農地を相続する場合には農地法の許可があるのでしょうか?

<答え>

農地法第3条の許可の対象とされているのは、売買契約、賃貸借契約等の法律行為に基づく所有権の移転や賃借権等の設定又は移転です。

ところが、相続は被相続人の死亡によって相続人が被相続人の権利義務を継承するものであり、一般の売買、賃借等のように権利の設定又は移転のための法律行為がないことから、農地法第3条の許可の対象とはなりません。

ただし、遺言書により特定された農地を相続した場合は、農地法の許可対象になりますのでご留意願います。

(森下 純一)



青色申告・集落営
農関係図書も絶
賛発売中です!!

お申込みは市町村農業委員会・県農業会議まで

 **お 知 ら せ**

○担い手育成・確保市町村巡回

認定農業者の増加と品目横断的経営安定対策への加入促進に重点的に取り組むため、後期担い手育成・確保強調月間(11月～H19.1月)の一環として、10月23日から11月13日にかけて県内23市町を巡回します。活動状況や地域で活動を進めるにあたっての問題点等について関係機関と意見を交換し、円滑な推進に努めます。

○第50回宮城県農業委員大会

11月16日午後1時から栗原市築館の「栗原文化会館」で開催します。農業委員会系統組織に求められている緊急の課題について目に見える成果を挙げるために研究・討議します。岩手県奥州市農業委員で特定農業団体みどり営農組合の菊池喜登組合長から「集落営農の課題」についてご講演いただきます。

○全国農業委員会会長代表者集会

11月29日に東京都「九段会館」で開催します。全国の農業委員会会長等代表者が一堂に会し、農政改革の基礎となる担い手と優良農地の確保等と経営所得安定対策に必要な予算の確保を目的に、研修・交流します。今年度、本県では、大崎、栗原、登米、石巻、気仙沼管内からの参加となります。集会前には県選出国會議員に、16日の農業委員大会での議決事項等についての要請活動を行います。

○農委・地産地消タウンミーティング

12月13日に仙台市青葉区「市戦災復興記念館」で開催します。

===「農政時流」読者の声募集===

紙面づくりの参考のため、ご感想をお寄せください。

FAX:022-276-3899/E-mail:04miyagi@nca.or.jp

オフ・タイム 

遠藤 征悦 監査委員(多賀城市農業委員会会長)



遠藤会長さんが大切にしているのは仲間づくり。JAの直売会から農業委員を中心に発足した学校給食部会で、市内の学校においしい地場野菜を届けています。EM(有用な微生物群)ボカシ肥料での野菜づくりに取り組む会長さんの目下の悩みはEMにしてモグラが増えたことと、市内の交通事故の多さだとか。塩釜地区交通安全協会の副会長をご兼任の会長さんが、とびっきりの安全運転しているところを目撃しました！ (井澤 香子)

井澤 香子 主事



「イワ コウ」と読みます。仕事は、4月から経理関係に変わりました。正に縁の下の力持ちです。温泉と地酒をこよなく愛する趣味人。酒量は？とのことですが、農業会議で一番強いという説がもっぱら。ベジタリアンではありませんが、肉類は全くダメで、味付けは第六感がたよりとか。低血圧で朝が苦手という。食生活に留意して今後も仕事と子育てに頑張ってください。(森下 純一)

編集後記

担い手を明確化した新たな農業政策が始まりました。政策への移行には、農業者自らが現実を直視し、今後の社会・経済動向を的確に判断しなければなりません。

農地と担い手を業務とする農業委員会は、この政策を進める中心として期待されています。

政策推進に重要なことは、農業委員会が相談活動等を通じた地域情報の収集と農業者に必要な情報を提供することです。

また、情報活動は、組織活動の原動力となり、結束力・存在感を強めます。「全国農業新聞」等の普及拡大、「農業委員会だより」の発行など、情報活動に力を入れましょう。

編集委員 (農業会議事務局長)

川村 國男



**農業の構造改革実現へ
認定農業者を育成・確保しよう!!**

一宮城県担い手育成総合支援協議会一

県基本方針：担い手育成・確保目標

7,400経営体 (個別7,100・組織300)

(H18.9末 認定農業者5,402経営体)

＜担い手育成・確保強調月間＞

①前期対策：6～8月

- ・候補者を絞り込んだ認定農業者への誘導
- ・麦・大豆等の生産調整組織の組織化・法人化

②後期対策：11～1月

- ・前期対策の継続実施・推進
- ・地域担い手育成総合支援協議会の設置促進

